



2013.11.7  
コチ コンサルティング

11月1日より《社会保険費申請納付管理規定》（社会保険費申報激納管理規定）が施行されています。社会保険の正常納付遵守が強化されます。上海市では2013年の「企業賃金不払い保障金」（企業激納欠薪保障費）より、納付基準が変更される事が10月14日付で通知されています。本号では、本年は労務派遣から直接雇用へ移行された企業も多いことから、直接雇用企業の義務である、社会保険、「企業賃金不払い保障金」「身障者就業保障金」の最新情報をご報告します。

### 内容 【人事・労務情報】

- 《社会保険費申請納付管理規定》（社会保険費申報激納管理規定）
  - 「企業賃金不払い保障金」納付基準変更（上海市）
  - 「障がい者就業保障金」
- 【お知らせ】報酬セミナーのご案内（2013年11月19日開催）

### 人事・労務情報

#### ■ 《社会保険費申請納付管理規定》（社会保険費申報激納管理規定）

2011年の社会保険法施行により、1999年施行の《社会保険費申報激納暫定弁法》の修正が議論されていましたが、9月26日、《社会保険費申報激納管理規定》が公布され、11月1日より施行されています。

総則、社会保険費用申請、社会保険費用納付、非正常納付の処理、法律責任が規定されました。

主な留意点は下記；

- ・雇用企業は従業員の雇用から30日以内に社会保険登記、社会保険費用申請を行わなくてはならない。
- ・雇用企業は月次の社会保険納付状況を従業員本人に通知しなくてはならない。
- ・雇用企業は毎年、会社の社会保険費用納付状況を従業員代表大会に通知するか、企業内に公開掲示し、従業員の監督を受けなくてはならない。
- ・雇用企業は社会保険個人負担分代納明細及び変動状況通知に職員本人の署名を取得し、監査に備え、保存しなくてはならない。
- ・非正常納付（期日、金額）の場合、滞納日から起算し、0.5%/日の滞納金を徴収する。
- ・滞納金を期日（滞納通知5日以内）に納付しない場合、滞納額の2倍～4倍の罰金を科す。

**NAVI** 本管理規定は労働契約の締結、社会保険加入という雇用の基本が十分に遵守されていない状況を改善すべく検討が重ねられ、施行に至ったものと言われ、6章34条から構成されています。今後の運用実態を注視する必要がありますが、新入社員の入職時、地方拠点従業員の社会保険加入等には、スケジュールに気を配る必要があります。また、社会保険基数の基となる月次賃金に関しても、残業代の取り扱い、手当の取り扱いを再検証する必要があると思われます。

### ■「企業賃金不払い保障金」納付基準変更

上海市では2007年に制度改定され、全ての雇用企業は「企業賃金不払い保障金」の納付義務が課せられており、納付額は市最低賃金1ヶ月分とされていました。例年第4四半期に年度の保証金を徴収するため、10月に納付通知が送付されています。本年10月14日の上海市人力資源社会保障局の「2013年からの本市企業不払い保障金標準通知」により、2013年分より、一律、市最低賃金の20%（1,620元×20%=324元）へと改訂されることとなりました。

\* 企業賃金不払い保証金概要：

<http://cochicon.com/2-5-9-1/>

**NAVI** 今回の納付額引き下げの経緯は明らかにされていません。上海市では10月より社会保険料の企業納付率が2.0%、個人納付率が0.5%引き下げられていますが、いずれも引き下げの理由は説明されていません。

### ■「障がい者就業保障金」

日本では本年4月1日より障がい者の法定雇用率が引き上げられ、民間企業では2.0%、従業員50名以上の企業に適用されることになりました。障がい者の法定雇用率を満たさない企業には従業員規模等に応じて障がい者雇用納付金制度が規定されています。中国では企業規模に関わらず、全ての事業単位に一定比率の障がい者の雇用を義務付けており、障がい者比率が規定に満たない場合は未達率に応じて「障がい者就業保証金」の強制納付が義務付けられています。障がい者比率、保証金制度は地域ごとに異なります。

地域	規定障がい者雇用比率	障がい者就業保証金計算	備考
上海	1.6%	前年度従業員給与総額×1.6%	*盲人は2名とカウント *会社平均賃金が市平均賃金より一定比率以上高い場合は超過分は基数より控除
北京	1.7%	(前年度従業員総数×1.7%－在職障がい者数)×前年度全市平均賃金×60%	*盲人は2名とカウント
広州、深圳、珠海	1.5%	(従業員総数×1.5%－在職障がい者数)×前年度市平均賃金×80%	*盲人、1級障がい者は2名とカウント
成都			*盲人1名は2名とカウント
武漢		(前年度従業員総数×1.5%－前年度在職障がい者数)×前年度地区平均賃金	*盲人、重度障がい者は2名とカウント
西安			*盲人は2名とカウント
青島		前年度全市平均賃金×(前年末従業員総数×1.5%－前年末在職障がい者数)	*1級盲人は2名とカウント
瀋陽	1.7%	(従業員総数×1.7%－在職障がい者数)×前年度全市平均賃金	*視力障がい者、重度障がい者は2名とカウント

【2014報酬セミナー ～2013 報酬実績と2014年昇給・賞与予測～】

- 2013年報酬実績・人材流動実態分析 (2013年第4四半期まで)
- 2014年昇給・賞与予測
- 中国の労務管理政策下における報酬設計 (昇給・賞与・福利設計の事例と留意点)

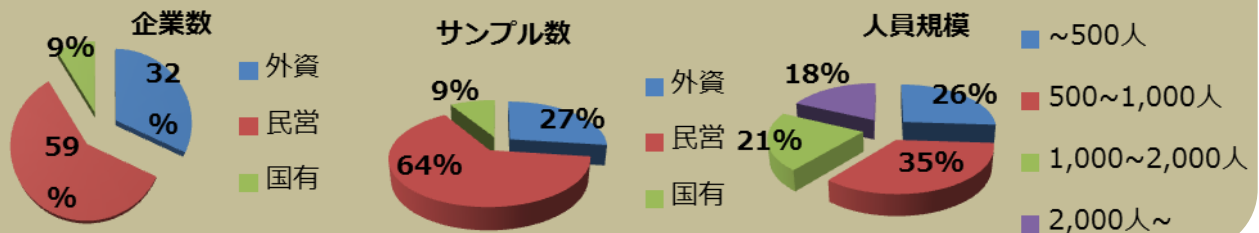
在中日系企業では、1月から春節前までの昇給実施、賞与支給企業が多く、市場情報の収集にかかられる企業様が多い時期となりました。この度弊社では中国報酬ネットの共催を得、2013年第3四半期までの報酬データ分析をもとに、下記の概要でセミナーを開催いたします。

中国の内需市場向け業務の拡大に伴い、従業員の報酬政策に関しても非日系外資系企業、中国民営企業、国有企業等の動向を把握し、自社の方針を見極めなくてはならないステージに入っています。弊社では、多くの人事担当者が愛用するウェブサイト (HRサロン) で昨年“最優秀賃金情報”に選ばれた中国報酬ネット (<http://www.xinchou.cn>) の報酬調査・分析をもとに、日系企業市場にとどまらない中国市場の賃金動向をお伝えいたします。

あわせて、中国では、中国の労務管理政策・法規に沿った昇給政策、賞与政策、福利政策策定の必要があります。賃金データの運用のための、昇給・賞与・福利制度の設計の事例と留意点をご紹介します。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

中国報酬ネット 報酬データ概要

サンプル数：企業数2,154社—206,700名 (うち外資系サンプル数：55,870名)



【日時】 11月19日 (火) 14:00~16:15 (13:30開場)

【会場】 花園飯店2F ジャスミン (茂名南路58号)

【内容】

- 13:30 開場
- 14:00 2013年第1四半期~第3四半期 賃金分析  
 賃金実績：分析要素 (業種別、職種別、職位、企業規模、出資形態、学歴、経験年数)  
 報酬政策：変動給比率、賃金上昇率、福利・手当、離職率、異動 等
- 15:00 休憩
- 15:15 昇給制度、賞与制度、福利制度 制度設計の具体事例紹介と留意点
- 16:00 質疑応答
- 16:15 終了

【言語】 日本語

【費用】 ①コチ会員企業様：無料 ②一般企業様：200元/人 (税込)

・銀行振り込みをお願いいたします。・当日会場にて領収書を発行いたします。

【申込】 添付の申込み用紙に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてご返信ください。

【問い合わせ】 E mail: [info@cochicon.com](mailto:info@cochicon.com) TEL: 021-6418-8983 担当：市村/Ms. 顧/Ms.